

平成30年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成30年11月1日（木）から平成30年12月19日（水）まで

2 監査の対象

平成29年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

3 監査対象校及び日程

別添「平成30年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主な着眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成29年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。  
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 教職員（校長を除く）の職務専念義務免除の申請や時間講師の研修命令の決定権者は校長であるが、副校長が決定していた。

（五本木小学校、東山小学校）

イ 病気休暇の際には、休暇簿に医師の診断書を添えて申請しなければならない

が、診断書は提出されていたものの、休暇簿の記載がなかった。

(東山小学校、第九中学校)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

教職員の旅費の支給に当たり、運賃計算や旅行雑費の適用に誤りがあり、支給額に過不足が生じていた。

(田道小学校、第七中学校)

(3) 部活動に係る指導者謝礼及び旅費(生徒)の事務処理を誤っていたもの

ア 顧問教員が週休日等に4時間以上指導し、教員特殊業務手当が支給される場合は、部活動指導者謝礼を支給できないが、誤って重複支給されていた。

(第一中学校)

イ 部活動日誌を学校運営課に提出しなかったため、謝礼が支払われていないものがあつた。また部活動に係る大会等に参加した生徒に支払う旅費の金銭出納簿の記載に誤りがあつた。

(第九中学校)

(4) 給食費に係る金銭出納簿の記載を誤っていたもの

給食費に係る金銭出納簿について、金銭出納簿の預金残高と通帳の残金は一致していたが、繰越金の算入漏れや計算違い等の記載誤りがあつた。

(第一中学校)

## 2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

### (1) 危機管理について

火災等を想定した避難や、災害発生時に必要となる子どもたちの引渡しといった、定期的実施されている訓練をはじめ、近隣の都立高校への避難訓練など、様々な状況を想定した取組が各学校で行われていた。地域が実施している避難所運営訓練に参加している学校も多く、災害時を踏まえて決められた学校施設の利用区分を部屋ごとに表示しているところも見られた。こうした積極的な対応を継続し、子どもたちの安全確保を更に図りたい。

AED(自動体外式除細動器)に関しては、緊急時に地域の人が利用する事態も考慮し施設の玄関に設置されているケースがほとんどである。しかし、児童・生徒や学校開放での利用者が使用する可能性を重視すると、運動場、体育館やプールに近いところに置く方が合理的とも考えられる。実際に、水泳指導があるときには、プールに持って行って緊急事態に備えている学校もあつた。今後、各学校において、設置場所が移設できる機会が生じたときには、それまでの使用事例

などを踏まえながら、改めて利用する事態を想定し直し、より適切な配置となるように検討して欲しい。また、現状において、設置場所を明示する表示を再チェックし、目を引くものになっているか、分かりやすいところに掲出されているか等、その適切さを検証されたい。

(教育政策課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

## (2) 施設の維持管理等について

校舎等の施設管理については、各学校に配付された予算等により、小破修理に該当する必要な修繕は行われていた。洋式化と排水管・污水管等の改修を進める「学校トイレの環境改善」に関しても、一部の実施校の状況を実見し、所期の改善がなされていることが確認できた。

校舎の老朽化の点では、現在その調査（構造耐久性調査）が実施され、32年度には学校施設長寿命化計画の策定も予定されているところである。そのような取組が始まっている中ではあるが、今回、統合の検討対象となっている学校の体育館で雨漏りに起因すると思われる壁面の劣化が認められた。

一般的な修理が可能ならば、速やかな対応が求められる。しかし、本格的な改修を要する場合には、やはり統合方針や統合新校整備方針の確定を待つという判断にならざるを得ないものとも思われる。

施設の維持管理等については、今後も適切な対応に努めるとともに、学校統合に関わる施設上の課題が顕在化していく可能性も考えられるので、「区立中学校の適正規模・適正配置の推進」に関しては、予定されているスケジュールに従い、着実に進められたい。

(学校統合推進課、学校施設計画課)

## (3) 保護者が負担する学校給食費の会計処理について

私費会計ではあるが、取り扱う金額が大きく、学校職員が事務を執行していることから、今回の監査では給食費会計も対象に加え、金銭出納簿等を確認した。

その結果、実際の金銭の収支は適切に行われていたが、繰越金の一部算入漏れや出入金の日付の間違いなどといった金銭出納簿の記載ミスが若干見られた。中には、保護者宛ての決算書の通知は適正な数値でなされているにもかかわらず、金銭出納簿の収入金額の計算違いが訂正されないままになっている学校もあり、日頃の帳簿の点検、決算書の決裁段階や会計監査における確認の徹底が求められるケースも存在した。

こうした点にも注意して、関係職員間で連携を図りながら、一層適切な会計処理となるように努められたい。

(教育政策課、各小・中学校)

## (4) 新学習指導要領への移行等について

29年に小学校学習指導要領と中学校学習指導要領等の改正が告示され、新小学校学習指導要領は32年4月から、新中学校学習指導要領は33年4月から、それぞれ施行される。

これを受け、小・中学校では、今年度から新学習指導要領への移行措置期間が始まっている。とりわけ、中学校に先立つ形で「特別の教科 道徳」がスタートし、プログラミング教育も新たに求められ、更に外国語科（第5・6学年）や外国語活動（第3・4学年）が加わって授業時数が増加する小学校の教育課程の変化が比較的大きい。

その外国語科と外国語活動に関しては、本区は東京都の「英語教育推進地域」の指定を受け、各小学校で先行して実施されていた。積極的な対応を評価したい。

プログラミング教育も、それぞれの小学校で取組が開始されている。新しい実践であり、この面では、学習内容や指導方法等の確立に、東京都プログラミング教育推進校（向原小学校）の成果や、今後教育委員会が作成を予定している「プログラミング体験学習計画」が待たれている様子も伺われた。

全体的には、移行は予定通りに進められていると思われる。引き続き新学習指導要領等の円滑な実施に向けて適切に取り組まれない。

また、今回の学習指導要領等の改正に当たっては、「社会に開かれた教育課程」ということもうたわれている。「教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせず社会に開いていくことであり、その一環として教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることが大切」（文部科学省「小・中学校新学習指導要領Q&A」）との趣旨である。こうした視点は、既に学校の第三者評価の評価項目にも取り入れられているが、新学習指導要領等の施行は大きな節目に当たるので、改めて保護者や地域にも分かりやすく説明を行い、その理解と協力を得ながら進めるように配慮して欲しい。

（教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園）

#### （5）いじめ問題への対応について

29年4月に目黒区いじめ防止対策推進条例が施行され、区においては、いじめ防止基本方針の制定とともに、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会や目黒区いじめ問題対策連絡協議会といった新たな機関が置かれるなど、対策の強化が図られたところである。

各小・中学校においても、既に「学校いじめ防止基本方針」の策定や「学校いじめ対策委員会」の設置等がなされ、重要課題としての取組が進められている。学校では、いじめを「芽のうちに摘み取ること」や、いじめが発覚した場合には、担任だけの問題とせず、「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、学校全体で対処することなどを心掛けており、校長や副校長を中心に機敏に対応する姿勢が見られた。

インターネットを通じて行われるいじめに関しても注意が払われていたが、そ

のようないじめはそもそも捕捉することが困難な点がある。児童・生徒に対するアンケート調査結果の読み取りに十分留意するとともに、予防策としての情報モラル教育の徹底が求められる。

当事者やその保護者の思いを受け止めながら、「学校いじめ防止基本方針」等を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、いじめの根絶に向けた啓発等を更に推進することを要望する。

(教育指導課、各小・中学校)

#### (6) 教員の働き方改革について

教員の長時間労働の解消に関しては、30年3月に策定された目黒区教員人材育成基本方針の中でも、「学校における働き方改革の検討」として、今後教育委員会が着手する事項に掲げられている。

各学校においても、この課題解決に向けた具体的な取組が少しずつ始められ、定時退勤日の設定、会議の精選、教材・教具の共有化などに努めているところも見られた。

実態としては、行動は開始したが目標の実現にはまだまだ及ばない状況とのことである。けれども、環境整備とともに、当事者の意識改革は欠かせず、子どもたちの成長のため無定量の奉仕に傾きがちな学校現場において、勤務時間の徹底や職務の効率化等を組織として改めて訴えた意義は決して小さくない。

保護者や地域の理解を深め、その協力も得ながら、学校や教員の業務の再構築を進め、また、職場では具体的な行動目標を明示し、従来の勤務実態の見直しを促すなど、引き続き長時間労働の解消に向けて取り組まれない。

(教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

#### (7) 東山小学校の改築について

26年度から開始された校舎等の改築工事が、29年度のプール棟と校庭等の整備をもって終了した。保護者や地域の理解と協力を得ながら、工事を進め、児童の教育を継続し、またそれらを支えてきた、この間の学校、教育委員会、区長部局や区議会等の尽力により、意匠を凝らしたゆとりある学校施設が創出された。

今後は、整備を終えた施設の環境を活かし、一層充実した多様な教育活動の展開が期待される。関係者や教育委員会等との連携のもと、新たな設備等を使いこなし、改築が学校の教育目標をより良く達成する契機となって行くように望みたい。

(教育指導課、東山小学校)

#### (8) 特別支援教育について

個々の学校における指導場所の広さや用意されている教材の違いなどから、特別支援教室の教員には、そうした環境の差異を踏まえた指導方法の工夫が求めら

れている状況が伺われた。児童数の増加等の要因もあり簡単には行かない事情もあるが、巡回指導を受ける児童・生徒が在籍する学校の一部では、将来的に教育環境の更なる整備を要するところもあるように見受けられた。

一方で、拠点校の特別支援教室の中には、以前の特別支援学級時代に整えられた様々な部屋や教材が残されていて、活用の余地が少なからずあるところが存在している。現行制度の枠組みを前提にすると、容易に利用が進められるわけではないことは理解できる。しかし、スペースの確保等に苦慮している学校がある中で、活用可能な場所が残されているという状態は何とか解消できないものかと思わざるを得ない。

既に着手されている特別支援教育推進計画改定の検討の中で、こうした課題についても協議や調整を進め、より柔軟な対応を考えるなど、特別支援教育の一層の充実を図って行って欲しい。

(教育支援課)

### 3 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査において、各学校等の事務執行は、おおむね適切に行われていることが確認できた。対象を拡大して監査を実施した私費会計の給食費の管理においても、修正すべき若干の点はあったが、大きな問題は見られなかった。

教育委員会等は、各学校等への適切な支援に引き続き努めて欲しい。各小・中学校や幼稚園、各こども園においては、適正な事務処理に留意しつつ、新学習指導要領等への移行や特別支援教育の推進など、直面する様々な課題への対応を進め、学校教育の更なる充実に向けて、期待される役割を十二分に果たしていくことを望みたい。

以 上